

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
入会林野整備計画の認可(九二六・鹿角地域振興局農林部).....	1
道路区域の変更(九二七・道路環境課).....	1
道路の供用開始(九二八・道路環境課).....	1
平成十六年度秋田県保育士試験の合格者(九二九・幼保推進課).....	2
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部).....	2
県営土地改良事業の換地計画の決定(平鹿地域振興局農林部).....	3

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県 道			金沢吉田柳田線	仙北郡美郷町飯詰字東君堂一四一地先から字南谷地一四一地先まで	八・〇〇〇〜二・〇〇〇	〇・五九五	
			金沢吉田柳田線	仙北郡美郷町飯詰字東君堂九八番五から字南谷地一四一地先まで	八・〇〇〇〜一九・〇〇〇	〇・五九五	

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年十一月二十二日から同年十二月六日まで

秋田県告示第九百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとお

収用委員会告示
 損失補償事件の審理の開始(二)..... 3

告 示

秋田県告示第九百二十六号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第一百十六号)第十一条第一項の規定により、小坂町砂子沢入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 整備計画の名称 小坂町砂子沢入会林野整備計画

二 認可の年月日 平成十六年十一月二十二日

秋田県告示第九百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年十一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

り道路の供用を開始する。

平成十六年十一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 区	間 間

能代市坂形字鳥形十八番地
 " 字長崎七十六番地
 山本郡山本町豊岡金田字根岸三百四十三番地一
 小栗正春
 袴田英明
 山田和雄

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
 県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十
 七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十一月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(柄内地区担い手育成基盤整備事
 業)換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十六年十一月二十二日から同年十二月二十日まで
- 三 縦覧場所 平鹿町役場及び雄物川町役場

収 用 委 員 会 告 示

秋田県収用委員会告示第一号

秋田県収用委員会は、裁決申請者秋田市代表者秋田市長佐竹敬久から平成十六年十
 一月一日に申請のあつた秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業に係る
 損失補償事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則(昭和五
 十一年秋田県収用委員会告示第一号)第六条の規定に基づき、公告する。

平成十六年十一月二十二日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

- 一 審理開始の期日 平成十六年十二月二十一日 午後一時三十分
- 二 審理開始の場所 秋田市山王三丁目一番一号 県庁第二庁舎 三十四会議室

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄